

介護サービス事業者等 自主点検表

認知症対応型通所介護（共用型）

及び

介護予防認知症対応型通所介護（共用型）

事業所の名称

記入者 職氏名

実施年月日

介護サービス事業者等自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な介護サービス又は介護予防サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

については、地域密着型介護サービス事業所ごとに、法令、指定基準等を基に、自主点検表を作成しましたので、事業所でご活用ください。

2 実施方法の目安

(1) 年1回以上定期的に実施することにより、随時自らの運営状況等について点検してください。

(2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。

(3) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

基本的には、右側に○が付く場合基準違反となりますので、改善を図ってください。

(4) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

(5) この自主点検表は「認知症対応型通所介護」の運営基準等を基調に作成されていますが、指定認知症対応型通所介護事業者が指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型通所介護の事業と指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防認知症対応型通所介護についても認知症対応型通所介護の運営基準等に準じて（認知症対応型通所介護を介護予防認知症対応型通所介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、認知症対応型通所介護独自又は介護予防認知症対応型通所介護独自の運営基準等については、[介護除く]・[介護のみ]と記載していますので御留意ください。

介護サービス事業者等自主点検表 目次

第1 基本方針	3
第2 人員・設備に関する基準	3
第3 運営に関する基準	4
第4 変更の届出等	19

(注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	⇒ 介護保険法（平成9年12月17日交付法律第123号）
施行規則	⇒ 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）
密着基準条例	⇒ 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日条例第37号）
予防基準条例	⇒ 大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月28日条例第38号）
密着解釈	⇒ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号）
平18厚告126	⇒ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
平18厚告128	⇒ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）
平18老計0331005	⇒ 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
平18老計0331006	⇒ 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について（平成18年3月31日老計発第0331006号・老振発第0331006号・老老発第0331019号）
平12厚告22	⇒ 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年2月10日厚生労働省告示第22号）
平12厚告23	⇒ 厚生労働大臣が定める者等（平成12年2月10日厚生労働省告示第23号）
平12厚告24	⇒ 厚生労働大臣が定める地域（平成12年2月10日厚生労働省告示第24号）
平12厚告25	⇒ 厚生労働大臣が定める基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第25号）
平12厚告26	⇒ 厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第26号）
平12厚告27	⇒ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生労働省告示第27号）
平12厚告29	⇒ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第29号）
平12老企54	⇒ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）
平18老計発1017001	⇒ 「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日老計発第1017001号）
平13老155	⇒ 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日老発第155号）
平22老発0601	⇒ 構造改革特区における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開について
平21老高発1225	⇒ 既成市街地等及びこれに準ずる地域における認知症対応型共同生活介護事業所の設備に関する基準の取扱いについて

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令等
第1 基本方針	認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして行われているか。 いる・いない [介護予防] 介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとして行われているか。 いる・いない	法第78条の3第1項 密着基準条例第60条 ※事業所指定通知（更新通知） 法第115条の13第1項 予防基準条例第4条
第2 人員及び設備に関する基準 *1 従業者の員数	事業所に置くべき従業者の員数は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者、指定地域密着型特定施設の入居者又は指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数が3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 いる・いない この場合において、3時間以上4時間未満及び4時間以上5時間未満（2時間以上3時間未満を含む。）の報酬を算定している利用者については利用者数に1/2を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満及び6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に3/4を乗じて得た数とし、7時間以上8時間未満及び8時間以上9時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に1を乗じて得た数とする。	法第78条の4第1項 密着基準条例第64条 ※勤務表、タイムカード等
*2 利用定員等	（認知症対応型共同生活介護事業所の場合） 共同生活住居（ユニット）ごとに利用定員を1日当たり3人以下となっているか。 （地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型除く）の場合） 施設ごとに利用定員を1日当たり3人以下となっているか。 （ユニット型地域密着型介護老人福祉施設の場合） ユニットごとの入居者数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となっているか。	密着基準条例第65条 ※サービス提供記録等

*3 管理者	(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者が配置されているか。 (ただし、管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。) いる・いない (2) 管理者は、適切な認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものとなっているか。 いる・いない 別に厚生労働大臣が定める研修：都道府県及び指定都市が実施する「認知症対応型サービス事業管理者研修」 [経過措置] ① 介護保険法施行令附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業所とみなされた事業所の管理者については、研修の受講は要しない。 [みなし措置] 下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。 ① 平成18年3月31日までに、都道府県及び指定都市が実施する「認知症（痴呆）介護実務者研修」のうち基礎課程又は「認知症介護実践研修」のうち実践者研修を修了した者であって、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職務に従事している者。	密着基準条例第66条第1項 密着基準条例第66条第2項 ※修了証 平18老計発第0331006号、老振発0331006号、老老発第0331019号2
第3 運営に関する基準 *1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ・重要事項について、分かりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付し、懇切丁寧な説明を行っているか。 いる・いない ・利用申込者の同意は、書面によって確認できようになっているか。 いる・いない	密着基準条例第80条（準用第9条） ※重要事項説明書 密着解釈第3の3の3の(8)（準用第3の1の4の(2)） 密着解釈第3の3の3の(8)（準用第3の1の4の(2)）

2 提供拒否の禁止	正当な理由なく認知症対応型通所介護の提供を拒んでいないか。 いない・いる 提供を拒むことのできる正当な理由： ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合。 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合。 ③ 利用申込者に対し自ら適切な認知症対応型通所介護を提供することが困難な場合。	密着基準条例第 80 条（準用第 10 条） 密着解釈第 3 の三の 3 の(8)（準用第 3 の一の 4 の(3)）
3 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 11 条）
*4 受給資格等の確認	(1) 認知症対応型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 いる・いない (2) 前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、認知症対応型通所介護を提供するように努めているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 12 条） 法第 78 条の 3 第 2 項 密着基準条例第 80 条（準用第 12 条第 2 項）
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 いる・いない (2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 13 条第 1 項） 密着基準条例第 80 条（準用第 13 条第 2 項）
*6 心身の状況等の把握	認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	密着基準条例第 80 条（準用第 14 条） ※サービス提供関係書類等

		いる・いない	
*7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) 認知症対応型通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 15 条第 1 項）
	(2) 認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 15 条第 2 項）
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 6 5 条の 4 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、認知症対応型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 16 条）
*9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った認知症対応型通所介護を提供しているか。	いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 17 条）
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 18 条）
*11 サービスの提供の記録	(1) 認知症対応型通所介護を提供した際には、当該認知症対応型通所介護の提供日及び内容、当該指認知症対応型通所介護について、法第 4 2 条の 2 第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 20 条第 1 項）
	(2) 認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 20 条第 2 項）

*12 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該認知症対応型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 いる・いない (2) 法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。 いない・いる (3) 認知症対応型通所介護事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次の費用の額以外の支払を受けていないか。 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ おむつ代 ⑤ ①～④に掲げるもののほか、認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用（その他の日常生活費）であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 いない・いる (4) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 いる・いない (5) 地域密着型その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しているか いる・いない (6) 領収証に、要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とす	密着基準条例第 80 条（準用第 208 条第 1 項） 密着基準条例第 80 条（準用第 208 条第 2 項） 密着基準条例第 80 条（準用第 208 条第 3 項） 密着基準条例第 80 条（準用第 208 条第 5 項） 法第 42 の 2 第 9 項（準用第 41 条第 8 項） 法施行規則第 65 条の 5（準用第 65 条）
--------------------	--	---

	る。）、食事の提供に要した費用の額並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	いる・いない	
13 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	いる・いない	密着基準条例第 80 条 (準用第 22 条)
14 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針 (予防除く)	(1) 認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	いる・いない	密着基準条例第 69 条第 1 項
	(2) 自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	いる・いない	密着基準条例第 69 条第 2 項
15 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針 (予防除く)	認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところにより行われているか。		密着基準条例第 70 条
	① 認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。	いる・いない	密着基準条例第 70 条第 1 号
	② 認知症対応型通所介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。	いる・いない	密着基準条例第 70 条第 2 号
	③ 認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	いる・いない	密着基準条例第 70 条第 3 号
	④ 従業者は、認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	いる・いない	密着基準条例第 70 条第 4 号

	⑤ 認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 いない・いる	密着基準条例第 70 条第 5 号
	⑥ 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 いる・いない	密着基準条例第 70 条第 6 号
	⑦ 認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 70 条第 7 号
	⑧ 認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。 いる・いない	密着基準条例第 70 条第 8 号
	⑨ 認知症対応型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であり、次に掲げる条件を満たさないで、事業所の屋外でサービスを提供していないか。 イ あらかじめ認知症対応型通所介護計画に位置付けられていること ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること いない・いる	密着解釈第 3 の三の 3 の(1)の③
*16 認知症対応型通所介護計画の作成 (予防除く)	(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しているか。 いる・いない ・ 認知症対応型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成しているか。 いる・いない (2) 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 なお、認知症対応型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該認知症対応型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 いる・いない	密着基準条例第 71 条第 1 項 密着解釈第 3 の三の 3 の(2)の③ 密着基準条例第 71 条第 2 項 密着解釈第 3 の三の 3 の(2)の④

	(3) 管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 71 条第 3 項 密着解釈第 3 の三の 3 の(2)の⑥
	(4) 管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しているか。 いる・いない	密着基準条例第 71 条第 4 項
	(5) 従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 71 条第 5 項
17 指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針（予防のみ）	(1) 介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 いる・いない	予防基準条例第 41 条第 1 項
	(2) 事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 いる・いない	予防基準条例第 41 条第 2 項
	(3) 事業者は、介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。 いる・いない	予防基準条例第 41 条第 3 項
	(4) 介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しているか。 いる・いない	予防基準条例第 41 条第 4 項
	(5) 事業者は、介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。 いる・いない	予防基準条例第 41 条第 5 項
18 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方	介護予防認知症対応型通所介護の方針は、予防基準条例第 4 条に規定する基本方針及び予防基準条例第 41 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行われているか。	予防基準条例第 42 条

針（予防のみ）	① 介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。 いる・いない ② 管理者は、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成しているか。 いる・いない ③ 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 いる・いない ④ 管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 いる・いない ⑤ 管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しているか。 いる・いない ⑥ 介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。 いる・いない ⑦ 介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。 いる・いない ⑧ 介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。 いる・いない	予防基準条例第 42 条第 1 号 予防基準条例第 42 条第 2 号 予防基準条例第 42 条第 3 号 予防基準条例第 42 条第 4 号 予防基準条例第 42 条第 5 号 予防基準条例第 42 条第 6 号 予防基準条例第 42 条第 7 号 予防基準条例第 42 条第 8 号
---------	--	---

⑨ 介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	予防基準条例第 42 条第 9 号
いる・いない	
⑩ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	予防基準条例第 42 条第 10 号
いない・いる	
⑪ 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	予防基準条例第 42 条第 11 号
いる・いない	
⑫ 介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	予防基準条例第 42 条第 12 号
いる・いない	
⑬ 従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。	予防基準条例第 42 条第 13 号
いる・いない	
⑭ 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。	予防基準条例第 42 条第 14 号
・ 介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行っているか。	密着解釈第 4 の三の 1 の(2)の⑥
いる・いない	
⑮ 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行っているか。	予防基準条例第 42 条第 15 号
いる・いない	
⑯ 介護予防認知症対応型通所介護計画の変更についても①～⑭を準用し行われているか。	予防基準条例第 42 条第 16 号

19 利用者に関する市町村への通知	事業者は、認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 いる・いない	密着基準条例第 80 条 (準用第 28 条)
*20 緊急時等の対応	従業者は、現に認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条 (準用第 53 条)
21 管理者の責務	(1) 管理者は、従業者の管理及び認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 いる・いない (2) 管理者は、当該事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条 (準用第 54 条第 1 項) 密着基準条例第 80 条 (準用第 54 条第 2 項)
*22 運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 いる・いない ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の利用定員 ⑤ 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項	密着基準基準第 73 条
*23 勤務体制の確保等	(1) 事業者は、利用者に対し適切な認知症対応型通所介護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 いる・いない (2) 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって認知症対応型通所介護を提供しているか。	密着基準条例第 80 条 (準用第 214 条第 1 項) ※勤務表

	ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 214 条第 2 項）
	(3) 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。また、全ての従業員（資格を持たない者）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための適切な措置を講じているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 214 条第 3 項）
	(4) 事業者は、職場で行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 214 条第 4 項）
*24 定員の遵守	事業者は、利用定員を超えて認知症対応型通所介護の提供を行っていないか いない・いる	密着基準条例第 80 条（準用第 215 条）
*25 非常災害対策	(1) 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 216 条第 1 項） 密着解釈第 3 の三の 3 の(3)の 6
	(2) 上記訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 216 条第 2 項）
26 業務継続計画の策定等	(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 32 条の 2 第 1 項）
	(2) 従業員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年 1 回以上）実施しているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 32 条の 2 第 2 項）
	(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 32 条の 2 第 3 項）

27 衛生管理等	(1) 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 いる・いない (2) 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じているか。 いる・いない ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用も可）をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について従業員に周知を図ること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修（年1回以上）及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。 (3) インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じているか。 いる・いない (4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 217 条第 1 項） 密着基準条例第 80 条（準用第 217 条第 2 項） 密着解釈第 3 の三の 3 の(8)（準用第 3 の二の二の 3 の(9)の ①） 密着解釈第 3 の三の 3 の(8)（準用第 3 の二の二の 3 の(9)）
28 掲示	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。または、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 34 条）
*29 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。 いない・いる (2) 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 35 条第 1 項） 密着基準条例第 80 条（準用第 35 条第 2 項）

	(3) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 35 条第 3 項）
*30 広告	事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 いない・いる	密着基準条例第 80 条（準用第 36 条）
31 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 いない・いる	密着基準条例第 80 条（準用第 37 条）
*32 苦情処理	(1) 事業者は、提供した認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 いる・いない <u>必要な措置</u> ：具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に関する措置の概要を併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等	密着基準条例第 80 条（準用第 38 条第 1 項）
	(2) 事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 38 条第 2 項）
	(3) 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 いる・いない	密着解釈第 3 の三の 3 の(10)(準用第 3 の一の 4 の(25)の②)
	(4) 事業者は、提供した認知症対応型通所介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 38 条第 3 項）
	(5) 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条（準用第 38 条第 4 項）

*33 事故発生時の対応	(6) 事業者は、提供した認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	密着基準条例第80条（準用第38条第5項）
	いる・いない	
	(7) 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	密着基準条例第80条（準用第38条第6項）
	いる・いない	
	(1) 事業者は、利用者に対する認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	密着基準条例第80条（準用第219条第1項）
	いる・いない	
	(2) 事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	密着基準条例第80条（準用第219条第2項）
34 虐待の防止	いる・いない	
	(3) 事業者は、利用者に対する認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 なお、事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有しているか。	密着基準条例第80条（準用第219条第3項） 密着解釈第3の三の3の10（準用第3の一の4の(27)の②）
	いる・いない	
	(4) 利用者に対する認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ認知症対応型通所介護事業者が定めているか。	密着解釈第3の三の3の10（準用第3の一の4の(30)の①）
	いる・いない	
	(5) 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	密着解釈第3の三の3の10（準用第3の一の4の(30)の③）
	いる・いない	
34 虐待の防止	事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の措置を講じているか。	密着基準第80条（準用第40条の2）
	いる・いない	
	①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用も可）を定期的で開催し、その結果について従業員に周知を図ること。	密着解釈第3の三の3の11（第3の一の4の(31)）準用

	②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。 ④上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
35 会計の区分	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条 (準用第 41 条)
36 地域との連携等	(1) 事業者は、認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話等でも可）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 いる・いない (2) 事業者は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。 いる・いない (3) 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 いる・いない (4) 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 いる・いない (5) 事業者は、認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めているか。 いる・いない	密着基準条例第 80 条 (準用第 218 条第 1 項) 密着基準条例第 80 条 (準用第 218 条第 2 項) 密着基準条例第 80 条 (準用第 218 条第 3 項) 密着基準条例第 80 条 (準用第 218 条第 4 項) 密着基準条例第 80 条 (準用第 218 条第 5 項)

37 記録の整備	(1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 いる・いない (2) 事業者は、利用者に対する認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 いる・いない ① 認知症対応型通所介護計画 ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 報告、評価、要望、助言等の記録	密着基準条例第 79 条第 1 項 密着基準条例第 79 条第 2 項
第4 変更の届出	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号「介護保険法施行規則」第 131 条の 10）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定地域密着型サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10 日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。 ・下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 いる・いない ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地及び法人等の種類並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。） ④ 事業所の建物の構造、専用区画等 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関・協力歯科医療機関 ⑧ 事業所の種別 ⑨ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制 ⑩ 役員の氏名、生年月日及び住所 ⑪ 本体施設、本体施設との移動経路、併設施設の状況等	法第 78 条の 5